

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面：「証券取引約款」

改訂日：平成28年5月28日改訂

旧	新
<p>(申込方法等)</p> <p>第3条 お客様が当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ<u>署名、捺印し</u>、当社所定の本人確認書類を添付<u>のうえ</u>、当社にお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合に限り、証券取引に関する契約が締結されます。</p> <p>(届出)</p> <p>第5条 お客様は、第3条の証券取引お申込み時に、お客様本人の真正の氏名、住所等を届け出るものとします。仮名、借名は認められません。</p> <p><u>2 お客様は、第3条の証券取引お申込み時に、本口座に関して使用する印鑑(以下「届出印」といいます。)を届け出てください。届出印の印影は、本口座の処理に適用されます。</u></p> <p><u>3</u> 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、第1項に係る事項についてお客様の本人確認を行います。その際、お客様に連絡する場合がありますので、お客様はこれに応じるものとします。</p> <p>(届出事項の変更等)</p> <p>第32条 改名、転居<u>および届出印の変更</u>など届出事項に変更がある場合は、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社にお届けください。</p> <p>2 前項のお届け出があった場合、当社は、住民票の写し、<u>印鑑証明書</u>その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第33条 当社は、次に掲げる事由により生じたお客様の損害または費用については、その責を負いません。</p> <p>①～⑨省略</p> <p>⑩ <u>当社所定の証書等に押捺された印影と届出印の印影とを相対照し、相違なきものと認めてお預りした有価証券を返還した場合</u></p> <p>⑪ 所定の手続きにより返還のお申し出がなかったため、または<u>印影が届出印の印影と相違する</u>ためにお預りした有価証券を返還しなかった場合</p>	<p>(申込方法等)</p> <p>第3条 お客様が当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、当社所定の本人確認書類<u>等</u>を添付<u>し</u>、当社にお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合に限り、証券取引に関する契約が締結されます。</p> <p>(届出)</p> <p>第5条 お客様は、第3条の証券取引お申込み時に、お客様本人の真正の氏名、住所等を届け出るものとします。仮名、借名は認められません。</p> <p>【削除】</p> <p><u>2</u> 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、第1項に係る事項についてお客様の本人確認を行います。その際、お客様に連絡する場合がありますので、お客様はこれに応じるものとします。</p> <p>(届出事項の変更等)</p> <p>第32条 改名、転居など届出事項に変更がある場合は、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社にお届けください。</p> <p>2 前項のお届け出があった場合、当社は、住民票の写しその他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第33条 当社は、次に掲げる事由により生じたお客様の損害または費用については、その責を負いません。</p> <p>①～⑨省略</p> <p>⑩ <u>当社が、当社所定の手続きにおいて、不備がないものと認め、お預りした有価証券を返還した場合</u></p> <p>⑪ 所定の手続きにより返還のお申し出がなかったため、または<u>手続きにおいて、不備があると当社が判断した</u>ためにお預りした有価証券を返還しなかった場合</p>

【追加】

平成 28 年 5 月 28 日改訂

以上